

次世代産業関連プロジェクト等革新技术創出補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、大きな売上げにつながる画期的な新製品・新技術を生み出し本県経済を主導する次世代産業を育成するため、次世代産業関連プロジェクトの振興又は地域課題の解決に資する研究開発を行う企業等を支援する産業支援機関等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「次世代産業関連プロジェクト等」とは、「ファルマバレープロジェクト」、「静岡ウェルネスプロジェクト」、「フォトンバレープロジェクト」、「次世代モビリティ（次世代自動車、航空・宇宙）」、「ふじのくにCNFプロジェクト」、「MaO Iプロジェクト」、「AOIプロジェクト」、「ChaO Iプロジェクト」、「ICOIプロジェクト」、「FAOIプロジェクト」、その他の次世代産業の振興策（半導体関連、医療・福祉機器、ロボット関連、環境・新エネルギー関連）をいう。
- (2) この要綱において「企業等」とは、県内に主たる事務所又は事業所を有する以下に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）
 - ウ その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるもの
 - エ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
 - オ 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (3) この要綱において「産業支援機関等」とは、県内に事業所を有する商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、定款等に産業または技術等の振興に資する目的や事業を定めている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）をいう。
- (4) この要綱において「大学等」とは、国立大学法人法第2条第1項の規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、並びに地方公共団体の試験研究機関をいう。
- (5) この要綱において「共同体」とは、企業等、産業支援機関等及び大学等が連携して補助事業を行うために構成される組織をいう。なお、共同体は、企業等及び大学等をそれぞれ1者以上含むものとする。
- (6) この要綱において「補助事業者」とは、第8に基づく交付決定の通知を受けた産業支援機関等をいう。
- (7) この要綱において「間接補助事業者」とは、補助事業者から第17(1)に基づく条件を付した交付決定

の通知を受けた企業等をいう。

第3 補助対象者

補助対象者は、共同体の代表となる産業支援機関等とする。

第4 補助対象経費及び補助期間

別表1に掲げるとおりとする。

第5 補助率及び補助限度額

別表2に掲げるとおりとする。

第6 補助の対象の特例

- (1) 交付の決定の前に着手したものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に限り、補助の対象とする。
- (2) 初年度に全体事業計画の確認を受けたものであって、翌年度の交付の決定の前に着手したものについては、当該年度において補助の対象とする。

第7 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）（アの申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）
 - オ その他参考となる書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第8 交付の決定等

交付の決定は、単年度毎とする。なお、複数年計画の場合は、補助事業者は、継続申請を行い、研究開発成果を踏まえた中間審査を受ける。知事は、当該審査により、補助事業を継続すべきと認めたときは、補助事業者に対し、その旨を通知する。

第9 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速かに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内

において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を静岡県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の決定、確定等に当たり、補助事業者名、間接補助事業者名、住所、研究開発課題名を公表することを了承すること。
- (7) 補助事業に係る研究開発の内容の発表に関しては、知事が指示した場合には、その指示に従わなければならないこと。なお、特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条の2に基づく出願公開後に行うものとする。
- (8) 研究開発及び新商品開発の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならないこと。
- (9) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間に於いて、毎年度終了後、補助事業に係る過去1年間の成果状況を成果報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならないこと。
- (10) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (11) 補助金の対象期間内において、類似の内容で他の補助制度による同様の補助を受ける場合、本補助金は受けられないこと。
- (12) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、静岡県に返還しなければならないこと。

ア 補助事業の中止、廃止及び縮小した場合

イ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

ウ 補助金を交付申請書に記載の目的用途以外に使用した場合

エ 虚偽の申請及び報告を行った場合

オ 確定のための検査を受けることができない場合

カ (1)～(12)の各項の条件に反する場合

第10 軽微な変更

第9(1)ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 経費の配分の変更
支出科目ごとの経費の額の20%又は20万円のいずれか高い額以内の変更
- (2) 事業の内容の変更
補助事業の実施過程で生じた事情の変化による、取るべき方法又は手段の部分的な変更

第11 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部

- ア 事業計画変更承認申請書（様式第 6 号）
- イ 変更事項を具体的に説明する図面及び書類
- ウ その他参考となる書類

第 12 実績報告

(1) 提出書類 各 1 部

- ア 実績報告書（様式第 7 号）
- イ 事業実績書（様式第 8 号）
- ウ 決算収支明細表（様式第 3 号）
- エ その他参考となる書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで

第 13 請求の手続

(1) 提出書類 各 1 部

請求書（様式第 9 号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日以内

第 14 概算払の請求手続

(1) 提出書類 各 1 部

概算払請求書（様式第 9 号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第 15 立入検査等

知事は、補助事業の適正を期すため必要があると認めるときは、補助事業者及び間接補助事業者に対して報告させ、又は職員に補助事業者及び間接補助事業者の事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

第 16 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第17 間接補助金交付の際付すべき条件

- (1) 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第8から前条の規定に準ずる条件を付さなければならない。
- (2) 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第14による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

別表 1

区分	補助対象経費	左記の内訳	補助期間
共同体の研究開発に要する経費	原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費	2年以内
	機械装置購入等経費	ア 機械装置、自社で機械装置を製作する場合の工具器具及び部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。ただし、汎用性が高いと判断されるもの及び生産に使用するものは対象から除く。 イ 機械装置又は工具器具を試作し、改良し、据付し、修繕させた場合に要する経費 ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費	
	人件費	研究開発に直接従事する者の人件費（補助対象となるものは別に定める。）	
	産業財産権関連費	ア 産業財産権の譲受や実施権等の使用のために要する経費 イ 産業財産権の取得に要する経費（特許庁へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く。）	
	外注費	原材料等の再加工、製図又は調査・分析の外注に要する経費	
	構築物購入等経費	構築物の購入、自社による建造、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費（構築物は、当該開発等に際し必要不可欠なものであって、プレハブ等簡易なものに限る。）	
	技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費	
	委託費	研究開発、設計等の委託に要する経費	
	その他	ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費 イ 郵便代及び運送代 ウ 当該事業遂行に必要な調査研究に要する経費 エ 事業への用途が特定できる消耗品費 オ 展示会への出展など販路開拓に要する経費	
補助事業者が補助事業の進捗管理等に要する経費	人件費	補助事業者が補助事業の進捗管理等に必要の人件費	
	報償費及び旅費	ア 専門的な知識・技術及び技能等を有した者に製品化に向けた助言等を依頼した場合の謝礼、旅費 イ 当該事業の実施のための事務打ち合わせ又は資料収集等を行うために必要な旅費	
	その他	ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費 イ 郵便代及び運送代 ウ 当該事業遂行に必要な調査研究に要する経費 エ 事業への用途が特定できる消耗品費	

別表 2

補助対象経費	補助率	補助限度額
共同体の研究開発に要する経費	3分の2以内	3,000万円(単年) ただし、2年計画の場合は、 5,000万円(2年合計)
補助事業者が補助事業の進捗管理等に 要する経費	10分の10以内	250万円(単年)

様式第1号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

交 付 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名

年度において次世代産業関連プロジェクト等革新技术創出補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払いされるよう併せて申請します。

1 研究開発課題名

2 総事業費

3 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の概要 (150字程度)

4 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

5 事業完了予定年月日 年 月 日

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

事業計画書

1 申請者の概要

(1) 補助事業者 (産業支援機関等)

名称		代表者名・役職名	
本社住所	(〒 -)		
主たる事業所等	(〒 -) 事業所名:		
連絡担当者名	(電話・FAX番号)		
所属・役職名	(メールアドレス)		

2 研究開発の概要

(1) 計画名

--

(2) 研究開発等の概要 (200文字以内)

--

3 技術分野

主たる技術分野
従たる分野

4 間接補助事業者

(1) 間接補助事業者

名 称		代表者名・役職名	
本社住所	(〒 -)		
主たる事業所等	(〒 -) 事業所名：		
研究従事者 所属・役職名	(電話・FAX番号) (メールアドレス)		
設立年月日	年 月	主たる業種 (日本標準産業分類、中分類)	
資本金	千円	主要製品 (加工内容)	
従業員数	人		
経営的技術的 特 徴			
	年 月	年 月	年 月
売上高	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円

※間接補助事業者が複数ある場合は本表をそれぞれ作成すること

(2) 連携する大学等

名 称		代表者名・役職名	
所在地	(〒 -)		
研究従事者 所属・役職名	(電話・FAX番号) (メールアドレス)		

※大学等が複数ある場合は本表をそれぞれ作成すること。

5 研究開発の内容

(1) 研究開発の概要及び背景、当該分野における研究開発動向

複数年計画の場合は、各年度の目標を記載すること。

(2) 研究開発の具体的な内容

--

(3) 研究開発の高度化目標及び技術的目標

--

(4) 新規性（従来技術・製品との比較）

--

(5) 優位性（従来技術・製品との比較）

--

(6) これまでの進捗状況および研究課題とその解決方法

①従来の技術・製品の現状、国内外の研究開発動向と問題点

②目的を達成するために解決すべき課題と解決方法

--

(7) スケジュール

研究開発項目	期 間	概 要	共同体内での分担内容
<初年度目>			
<2年度目>			

6 事業化の計画・展望

(1) 事業化を行う製品・サービス等の概要

①内容

②用途(販売予定先)

③具体的ニーズと、使用が予定される環境

(2) 事業化への取組み

①事業化を考えるに至った経緯(動機)

②事業として成功すると考えた理由

ア ビジネスプラン面での優位性

イ 事業化体制

③事業化のスケジュール

ア 研究開発終了後概ね3年以内で事業化が可能な具体的計画

イ 事業化において想定するリスクとその対応計画

④事業化に至るまでのスケジュール

製品等の名称						
開発事業者						
想定するサンプル出荷先						
スケジュール	事業年度	年度	年度	年度	年度	年度
	サンプルの出荷					
	追加研究					
	設備投資					
	製品等の生産					
	製品等の販売					
	特許出願					
	出願公開					
	ライセンス付与					
売 上 見 込	売上高					
	販売数量(単位を記載)					
	売上高の根拠					

⑤高付加価値企業への成長・変革に向けたビジョン

--

(3) 市場の動向・競争力

①市場規模(現状と将来見通し) / 産業創出効果

ア 研究開発終了後5年後までの国内と海外の市場規模推移とその根拠

イ 市場における申請者のシェアの推移見通しとその根拠

②競合が想定される他社の開発動向とそれに対する優位性の根拠

ア 開発製品・サービスの競合製品に対する優位性(性能及び価格等の比較)

イ 製造に関する優位性

ウ 販売力に関する優位性

③価格競争力

(4) 売上・収益の見通し

①販売開始後5年経過迄の売上と営業利益

②販売単価、販売数、原価など、売上と営業利益の算出根拠

③投資金額に対する費用対効果とその評価

--

7 事業実施体制

(1) 実施体制図

--

(2) 補助事業者

ア 機関名

イ 担当者

氏名	所属・役職	実施内容

(3) 間接補助事業者

ア 事業者名

イ 研究開発主任担当者

氏名	所属・役職	実施内容	経歴

ウ 経理担当者

氏名	所属・役職	実施内容

※複数の間接補助事業者が構成員となっている場合は追記すること

(4) 大学等

ア 機関名

イ 主たる研究担当者

氏名	所属・役職	実施内容	経歴

※複数の大学等が構成員となっている場合は追記すること

(5) その他の共同体構成員

ア 機関名

イ 主たる研究担当者

氏名	所属・役職	実施内容	経歴

※複数の機関が構成員となっている場合は追記すること

(6) 主たる研究開発の実施場所

実施場所	所在地

(7) 特許・実用新案の現状（今回の研究開発課題に関するもの）

名称	特許権の有無	発明、考案者名

(8) その他の特記事項 (ISO9000、ISO14000 シリーズ認定取得状況等)

--

様式第3号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

収 支 予 算 書 (決 算 収 支 明 細 表)

1 総括収支予算(決算)表 (当該年度分のみ)

ア 収入

科 目	補助事業者	間接補助事業者	計
県 補 助 金			
自 己 資 金			
借 入 金			
そ の 他			
合 計			

イ 支出

区分	補助事業者	間接補助事業者	計
原材料費			
機械装置購入等経費			
人件費			
産業財産権関連費			
外注費			
構築物購入等経費			
技術コンサルタント料			
委託費			
その他			
計			

※間接補助事業者が複数ある場合は列を追加して記載すること

2 科目別支出予算（決算）内訳（当該年度分のみ）

(1) 原材料費

ア 補助事業者

項目	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	備考
計					

イ 間接補助事業者

項目	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	備考
計					

(2) 機械装置購入等経費

ア 補助事業者

項目	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	備考
計					

イ 間接補助事業者

項目	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	備考
計					

(3) 人件費

ア 補助事業者

項目	時間	単価（円）	金額（円）	備考
計				

イ 間接補助事業者

項目	時間	単価（円）	金額（円）	備考
計				

(4) 産業財産権関連費

ア 補助事業者

項目	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計					

イ 間接補助事業者

項目	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計					

(5) 外注費

ア 補助事業者

項目	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計					

イ 間接補助事業者

項目	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計					

(6) 構築物購入等経費

ア 補助事業者

項目	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計					

イ 間接補助事業者

項目	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計					

(7) 技術コンサルタント料

ア 補助事業者

項目	内容	金額(円)	備考
計			

イ 間接補助事業者

項目	内容	金額(円)	備考
計			

(8) 委託費

ア 補助事業者

項目	内容	金額(円)	備考
計			

イ 間接補助事業者

項目	内容	金額(円)	備考
計			

(9) その他

ア 補助事業者

項目	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	備考
計					

イ 間接補助事業者

項目	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	備考
計					

※間接補助事業者が複数ある場合は表を追加して記載すること

3 年度別研究開発費（複数年度にわたる申請案件のみ）

(1) 補助事業者

(単位：千円)

	第 1 年 度			第 2 年 度		
	金 額	主な 購入品目	備 考	金 額	主な 購入品目	備 考
人件費						
小 計						
報償費 及び旅費						
小 計						
その他						
小 計						
合 計						

(2) 間接補助事業者

(単位：千円)

	第 1 年 度			第 2 年 度		
	金 額	主な 購入品目	備 考	金 額	主な 購入品目	備 考
原材料費						
小 計						
機械装置 購入等経費						
小 計						
人件費						
小 計						
産業財産権 関連費						
小 計						
外注費						
小 計						

構築物 購入等経費						
小計						
技術コンサル タント料						
小計						
委託費						
小計						
その他						
小計						
合計						

注 補助事業期間に応じて記載してください。

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収入				支出				差引残高
				計			計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。
補助事業者と間接補助事業者は別葉にして作成すること。

成 果 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名

年度に実施した次世代産業関連プロジェクト等革新技術創出補助金に関する 年度分の成
果状況を次のとおり報告します。

1 補助事業名 次世代産業関連プロジェクト等革新技術創出補助金

2 研究開発課題名

3 成果状況

(該当する項目に○を付し、別紙に具体的内容及び理由を記入)

ア 製品化した

イ 開発を継続中である

ウ 開発を中断する

エ 展示会・講演会・新聞等で発表する

オ 特許・実用新案等を出願・取得する

カ その他

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

別 紙

成果状況

ア 製品化

発売時期	製品名	販売価格(円)	販売数

イ 開発を継続中（該当する番号を囲み、継続の内容・今後の見通し等を記述）

<p>1. (年以内) に製品化見込み 2. 他の補助金に採択された</p>
<p>製品化するために希望する支援等あれば記入して下さい</p>

スケジュール

製品等の名称						
開発事業者						
想定するサンプル出荷先						
スケジュール	事業年度	年度	年度	年度	年度	年度
	サンプルの出荷					
	追加研究					
	設備投資					
	製品等の生産					
	製品等の販売					
	特許出願					
	出願公開					
	ライセンス付与					
売上見込	売上高					
	販売数量（単位を記載）					
	売上高の根拠					

ウ 開発を中断（該当する番号を囲み、中断の理由を記述）

1. 技術的な理由 2. 財務的な理由 3. 人事的な理由 4. その他の理由

開発を続行・再開するために希望する支援等あれば記入して下さい

エ 展示会・講演会・新聞等での発表（発表の内容を記述）

オ 特許・実用新案等の出願・取得

種 類	現在の状況	申請の名称
特許・実用新案 意匠登録・商標	出願・公開 公告・登録	(番号)
特許・実用新案 意匠登録・商標	出願・公開 公告・登録	(番号)

様式第 6 号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた次世代産業関連プロジェクト等革新技术創出補助金の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助事業名 次世代産業関連プロジェクト等革新技术創出補助金
- 2 研究開発課題名
- 3 計画の変更内容
- 4 計画の変更理由

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

(注) 変更内容は、事業計画書のどの部分をどのように変更するか簡潔に、かつ新旧を対照させて記載すること。

(参考様式：様式第6号に別紙として添付する場合)

1 変更

当初計画	変更計画	変更する理由

2 経費の変更

(単位：円)

科目	品名・項目	当初計画		変更計画		備考
		数量	金額	数量	金額	

*総括収支予算対比

支出

(単位：円、%)

科目	変更前	変更後	変更比率
合計			

収入

(単位：円)

科目	変更前	変更後
自己資金		
借入金		
その他		
県補助金		
合計		

(注)変更比率は変更後金額と変更前金額の差を変更前金額で除して算出すること。

様式第7号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた次世代産業関連プロジェクト等革新技术創出補助金が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業名 次世代産業関連プロジェクト等革新技术創出補助金

2 研究開発課題名

3 提出書類

- (1) 事業実績書 (様式第8号)
- (2) 決算収支明細表 (様式第3号)

4 事業完了年月日 年 月 日

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業実績書

1 研究開発の目的

2 研究開発の成果 (要約)

3 事業化における残課題と解決方法

残課題	解決方法	期間

4 研究開発の結果 (詳細)

様式第9号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

請 求 書 (概算払請求書)

金 円也

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定 (決定) を受けた次
世代産業関連プロジェクト等革新技术創出補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

ふりがな

口座名義

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第10号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた次世代産業関連プロジェクト等革
新技术創出補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名